

住民投票に行こう！ 12月7日(日)は 富士見町の合併についての意思を問う 住民投票の投票日です

18歳以上(昭和61年4月1日以前に生れた人)のあなたが投票できます。

投票時間 午前7時から午後8時まで
【期日前投票は12月3日(水)からです】

来る12月7日(日)、富士見町の合併についての意思を問う住民投票を実施します。この住民投票は、町の将来を見据え、合併するか、しないかを、町民のみなさんが選択するものです。富士見町の将来を決める大変重要な投票ですので、必ず投票しましょう。

この住民投票は、投票率が50%に満たない場合は成立しません。ぜひとも投票に参加して、あなたの声をお届けください。

投票日

平成15年12月7日(日)
投票時間 午前7時から午後8時まで

投票所

住民投票の投票所は通常選挙時と同様に町内15箇所の投票所において実施します。投票の際は入場券に記載されたご自分の投票所をご確認ください。

入場券

住民投票の案内と投票所での受付のため入場券を投票日までに郵送等でお届けしますので、ご自分の投票所をご確認のうえ、投票所にお持ちください。

入場券を忘れたときは、投票所の受付でその旨を申し出てください。投票権を有する人は投票できます。また、入場券が届かない人は、町選挙管理委員会へ問い合わせてください。

投票できる人

- ① 平成16年3月31日において年齢満18才以上(昭和61年4月1日以前に生れた人)の日本国民で、平成15年9月1日以前から富士見町に住民登録のある人。
- ② 平成16年3月31日において年齢満18才以上(1986年4月1日以前に生れた人)の永住外国人で、平成15年9月1日以前から富士見町に外国人登録の申請をしている人のうち、投票資格を得るための申請を行い、投票資格者名簿に登録された人。

※ 投票当日までに町外へ転出された人は投票できません。

永住外国人の方の登録

登録資格を有していても申請していない場合は、投票資格者名簿に登録されませんのでご注意ください。

登録申請手続きは、11月30日(日)まで、富士見町役場4階、選挙管理委員会で受け付けています。